

総会

配布：一般

2016年2月22日

第70会期

議事日程議題 72(b)

2015年12月17日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/70/489/Add.2) に基づく]

70/169. 安全な飲料水と衛生に対する人権

総会は、

その中で、総会が生活と全ての人権の完全な享受のために不可欠である人権としての安全且つ清潔な飲料水と衛生に対する権利を認めた、2010年7月28日の64/292、および「安全な飲料水と衛生に対する人権」と表題のついた2013年12月18日の68/157の総会諸決議を想起し、

安全な飲料水と衛生に対する人権に関する人権理事会の従前の諸決議、なかんずく、2013年9月27日の24/18¹と2014年9月25日の27/7²の理事会諸決議を再確認し、

世界人権宣言³、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁴、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁴、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約⁵、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁶、児童の権利に関する条約⁷、そして障がい者の権利に関する条約⁸を

¹ 総会公式記録、第68会期、補遺 No.53A (A/68/53/Add.1)、第三章を参照。

² 同書、第69会期、補遺 No.53A および正誤表 (A/69/53/Add.1 and Corr.1 and 2) 第四章、A 節。

³ 決議 217A (III)。

⁴ 決議 2200A (XXI)、添付文書を参照。

⁵ 国際連合、条約集、第660巻、No.9464。

⁶ 同書、第1249巻、No.20378。

⁷ 同書、第1577巻、No.27531。

⁸ 同書、第2515巻、No.44910。

想起し、

その中の安全な飲料水と衛生に対する人権に関する公約の再確認を含む、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ⁹の採択を歓迎し、

1992 年の環境と開発に関するリオ宣言¹⁰および「我々の望む未来」と表題のついた 2012 年 7 月 27 日の総会決議 66/288 を想起し、そして持続可能な開発の三つの局面の範囲内で水と衛生の決定的に重要なことを強調し、

それによって、総会が 2005 年から 2015 年の期間を「命のための水」行動のための国際 10 年を宣言した、2003 年 12 月 23 日の 58/217、それによって総会が国際衛生年として 2008 年を制定した、2006 年 12 月 20 日の 61/192 そしてそれによって総会が「持続可能な衛生：2015 年への 5 年の攻勢」を支援することを加盟国に求めた 2010 年 12 月 20 日の 65/153 の総会諸決議を再確認し、そしてそれによって総会が 2013 年国際水協力年を宣言した、2010 年 12 月 20 日の総会決議 65/154 を想起し、

その中で総会が、全ての加盟国、並びに国際連合制度の組織および国際機構並びにその他の利害関係者に対し、より幅広い文脈における衛生問題に対処しそして衛生学の促進、基本的な衛生サービスの提供、下水設備と廃水処理並びに統合された水管理の文脈における再利用を含む、そのあらゆる局面を網羅することを奨励している、2013 年 7 月 24 日の総会決議 67/291 に従って、全ての者のための衛生の文脈における、世界トイレの日としての 11 月 19 日の指定を想起し、

2013 年に第三回ラテン・アメリカ衛生会議で採択された、パナマ宣言、2013 年に第五回南アジア衛生会議で採択された、カトマンズ宣言、2005-2015 年の「命のための水」行動のための国際 10 年の実施に関するハイレベル国際会議の 2015 年ドゥシャンベ宣言、2014 年の全ての者の衛生および水のパートナーシップのハイレベル会合における安全な飲料水と衛生に対する人権に関して為された公約および 2015 年の第四回アフリカ衛生会議で採択された、衛生および衛生学に関する

⁹ 決議 70/1。

¹⁰ 環境と開発に関する国際連合会議報告書、リオ・デ・ジャネイロ、1992 年 6 月 3 日-14 日、第 I 巻、会議により採択された決議、(国際連合出版、Sales No.E.93.I.8 and corrigendum)、決議 I、添付文書 I。

るンゴール宣言を含む、安全な飲料水と衛生に対する人権を促進する関連する公約と活動に留意し、

水に対する権利（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第 11 条および 12 条）に関する経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の一般コメント No.15（2002 年）¹¹および 2010 年 11 月 19 日の同委員会の衛生に対する権利に関する声明¹²、並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する人権理事会の特別報告者の報告書を想起し、

水供給および衛生のためのその合同監視計画により発行された 2015 年の最新情報¹³における世界保健機関と国際連合児童基金の活動を歓迎し、

世界保健機関と国際連合児童基金の合同監視計画報告書によれば、ミレニアム開発目標の安全な飲料水に関する具体的目標が正式に達せられたという事実をまた歓迎し、しかしながら同時に 2015 年の合同監視計画の最新情報によれば、6 億 6,600 万人の人々が、まだ改善された飲料水源へのアクセスを欠いていることそして 10 人のうち 8 人が、改善された飲料水源なしに農村部で生活していることを深く懸念し、

世界は、約 7 億人の人々がミレニアム開発目標 7 の衛生部門を逃したことそして、9 億 4,600 万人以上の人々がまだ、貧困と極貧の最も明白な兆候の一つである、屋外排泄を実行していることを含む、24 億人以上の人々が、改善された衛生施設へのアクセスをまだ持っていないことを深く懸念し、

女性と女兒が、水と衛生にアクセスすることにおいて特別な障害にしばしば直面していることそして世界の大部分で、女性が生計を立てるための教育や余暇などのその他の活動のための時間を制限しつつ、彼女たちが一家の水を集めることの主な負担を担っていることをまた深く懸念し、

特に学校における、月経の衛生管理に対するものを含む、適切な水と衛生のサービスが無いことは、ジェンダー平等と女性と女兒の教育に対する権利を含む、人権の享受に悪く影響する、月経に関連した広範囲にわたる恥辱をより強めることの原因となることを更に深く懸念し、

¹¹ 経済社会理事会公式記録、2003 年、補遺 No.2 (E/2003/22)、添付文書 IV。

¹² 同書、2011 年、補遺 No.2 (E/2011/22)、添付文書 VI。

¹³ 世界保健機関／国際連合児童基金、衛生および飲料水に関する進展、ジュネーブ、2015 年。

一家の水を集めている間また家の外の衛生施設にアクセスしているか屋外排泄を実行している時、女性と女兒は、特に危険な状態にありまた攻撃、性的やジェンダーに基づく暴力、いやがらせそして彼女の安全に対するその他の脅威にさらされていることを深く懸念し、

毎年5歳以下の約700,000人の子どもが、水と衛生関連疾病の結果として亡くなっていることを深く憂慮し、子どもの死亡率、疾病率そして発育不全を減少させることに関する進展は、安全な飲料水と衛生への子どもと女性のアクセスと結びついていることを強調し、

公式な数字は、飲料水の利用可能性、安全性、サービスの入手可能性および排泄物と廃水の安全管理の、並びに安全な飲料水と衛生へのアクセスにおける不平等と差別の局面を十分に捉えておらず、そしてそれ故、安全なまた入手可能な飲料水と安全に管理されたまた入手可能な衛生へのアクセスがないものの数を過小評価することを深く懸念し、そしてこの文脈において、これらの局面を捉えている資料を得るため飲料水と衛生の安全性を適切に監視する必要性を強調し、

実在しないか不十分な衛生設備並びに水の管理と廃水処理における重大な欠陥は、水の供給および安全な飲料水への持続可能なアクセスに悪く影響することをまた深く懸念し、安全な飲料水と衛生に対する人権並びにその他の人権を漸進的に実現することにおいて、国家が、統合された対処方法を次第に追求しそしてその廃水処理を改善することによりまた地表と地下水の汚染を防ぐことと減らすことによるものを含んで、その水源管理を強化すべきことを認識し、

国際水路法を含む、国際水法の問題をなんら害することなしに、安全な飲料水と衛生への人権を漸進的に実現することを促進する方法として、適当と認められる場合、地域と国際的な技術協力の重要性を断言し、

普遍的で、分割できない、互いに依存しそして相互に関係がある、そして公正且つ透明なやり方で、同等且つ同じ強さで、世界的に扱われなければならない、あらゆる人権の促進および保護を確保する国家の責任を再確認し、

安全な飲料水と衛生に対する権利は、密接に関連しているが、その実施における具体的な課題

に対処するためその別個の取扱いを正当な理由とする別個の特徴を持っているという、」また適切な生活水準に対する権利の構成部分であると同時に、別個の権利として対処されない場合、衛生もまたしばしば無視されたままであるという、経済的、社会的および文化的権利に関する委員会並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者による理解を想起し、

安全な飲料水と衛生に対する人権は、適切な生活水準に対する権利から派生しそして到達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する権利並びに生活と人間の尊厳に対する権利と切り離すことのできないほど関連していることを想起し、

あらゆる人権の実現の不可分の構成部分としての安全な飲料水と衛生に対する平等なアクセスの重要性を認め、

1. 適切な生活水準に対する権利の構成部分としての安全な飲料水と衛生に対する人権は、生活に対する権利と全ての人権の完全な享受にとって不可欠であることを断言する。

2. 両方の権利は、適切な生活水準に対する権利の構成部分であることを再確認すると同時に、安全な飲料水と衛生に対する人権は、個人のまた国内の使用のための十分な、安全な、受けいれ可能な、物理的にアクセス可能で入手可能な水に対するアクセスを持つため、差別無しに、誰にでも権利を与えることを、そしてまた、衛生に対する人権は、安全で、衛生的で、心配のない、社会的にまた文化的に受けいれ可能である、またプライバシーを提供しそして尊厳を確保する、生活のあらゆる側面における、衛生に対する物理的なまた入手可能なアクセスを持つため、差別無しに、誰にでも権利を与えることを認識する。

3. 安全な飲料水と衛生に対する人権に関する重要な局面を含む、全ての者に対する水と衛生の利用可能でまた持続可能な管理を確保することに関する、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ⁹の目標 6 を歓迎する。

4. 安全な飲料水と衛生に対する人権に関する人権理事会の特別報告者の活動をまた歓迎し、

そしてとりわけ、水と衛生のサービスの入手可能性に関する彼の最初の報告書¹⁴に、また安全な飲料水と衛生に対する人権の視点からの水と衛生サービスの異なる型の分析¹⁵について、感謝しつつ留意する。

5. 国家に対し、次のことを求める。

(a) 都市農村格差、スラム街の居住、収入レベルやその他の関連する理由のような要因に基づく不平等を漸進的に取り除くことを目的とした、危険な状態にある集団と周縁化された集団に属する個人に対するものを含む、人種、ジェンダー、年齢、障がい、種族性、文化、宗教および民族的または社会的出身を理由としたあるいはその他を理由とした、アクセスに対する不平等を取り除くと同時に差別しないやり方で、全ての者にとっての安全な飲料水と衛生に対する人権の漸進的な実現を確保すること。

(b) 目標6の完全実施を通じたものを含む、持続可能な開発のための2030アジェンダを実施する時、安全な飲料水と衛生に対する人権に関する公約に然るべき考慮を与えること。

(c) 安全な飲料水と衛生に対する人権の実現の状態を継続的に監視しそして定期的に分析すること。

(d) 差別無しに全ての人々にとっての安全な飲料水と衛生に対する人権を尊重し、保護しあるいは遂行することに失敗した様式を特定することそして民間部門、資金供与者および非政府組織がサービスの提供に関与している事例を含んで、持続可能な普遍的アクセスを達成することを目的とした全体的な計画立案に着手すると同時に、より広い枠組の範囲内で政策決定することと予算作成することにおいてその構造的原因に対処すること。

(e) 水と衛生の管理に関する意志決定において女性の指導力と女性の完全な、効果的なそして平等な参加の両方を促進すること、またなかなんぞく、教育に対する女兒のアクセスについての不適切な水と衛生のサービスの悪影響に対処し、また一家の水を集めている間また家の外の衛生施設に

¹⁴ A/HRC/30/39。

¹⁵ A/70/203。

アクセスしているか屋外排泄を実行している時、性的暴力を含む、物理的に危険がせまっているか暴行されることから女性と女兒を守るために、一家の水を集めることにおいて女性と女兒により費やされる時間を減らすための措置を含む、ジェンダーに基づく対処方法が、水と衛生に関連して採択されることを確保すること。

(f) 脆弱なまた周縁化された集団に属する者に対するものを含んで、衛生に対するアクセスを増やすための政策を採択することにより、屋外排泄を漸進的に取り除くこと。

(g) 統合された対処方法を追求する必要性を考慮しつつ、より幅広い文脈における衛生問題に取りかかること。

(h) 安全な飲料水と衛生に対する持続可能なアクセスを確保する適切な解決について、市民社会と民間部門を含む、地方の共同体とその他の利害関係者と協議しまた調整すること。

(i) 全ての水と衛生の供給者が、人権を尊重しそして人権侵害や虐待の原因とならないことを確保するため全ての彼らに対し、効果的な説明責任制度を提供すること。

6. 国境を越えたまたその他の両方の企業を含む、国家以外の関係者に対し、安全な飲料水と衛生に対する人権の侵害の申立の国家調査と協力することによるものそして安全な飲料水と衛生に対する人権の侵害を探知しそして救済する国家と漸進的に従事することによるものを含んで、安全な飲料水と衛生に対する人権を含む、人権を尊重する自らの責任を遵守することを求める。

7. 地域のまた国際的な機構に対し、安全な飲料水と衛生に対する人権を漸進的に実現する国家による取組を補完することを招請する。

8. 加盟国に対し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの目標と具体的目標を達成しまた持続するための手段としての持続可能な開発のための世界的なパートナーシップを強化することを求め、そして全ての者のための水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保することに関するものを含む、2030 アジェンダに関する進展の適切なフォローアップと再検討を策定する必要性を強調する。

9. 国家が、全ての人権の完全な実現を確保しまたとりわけ法令の採択を通したものを含む、あらゆる適切な措置により、安全な飲料水と衛生に対する権利の完全な実現を漸進的に達成することを目的に、その利用可能な資源を最大化するため、個々にまた国際的な援助や協力、特に経済的および技術的協力を通して、措置を講じるため努力する主要な責任を有していることを再確認する。

10. 国家、国際連合制度の専門機関そして国際的なまた開発の協力機関により、並びにドナー機関により提供された、国際協力および技術援助の重要な役割を強調し、開発協力機関に対し、安全な飲料水と衛生に対する権利に関連した国の活動や行動計画を支援する開発計画を立案しそして実施する時、人権に基づく対処方法を採択することを促す。

11. 総会の第 72 会期でこの問題の総会審議を継続することを決定する。

第 80 回本会議

2015 年 12 月 17 日